

## 第6章 市民・事業者のみなさんへ

本戦略を推進し、2030年までの目標『生物多様性への理解の浸透と未来へつなぐ取組みの推進』や2050年における富士市の姿『いきものと深くつながり、めぐみあふれるまち 富士』を実現していくためには、**市民や事業者のみなさんの協力と実践が必要**です。

本章には、生物多様性を保全・活用していくための取組事例をまとめています。ごみの減量やリサイクルをはじめ、普段の生活で行っている取組も、生物多様性の保全につながるものが数多くあります。

生物多様性のためにできることを考え、行動しましょう。

### 第1節 家庭でできる取組事例

#### STEP① 生物多様性の重要性について認識します

家のまわりの公園や社寺林など身近な場所を訪れ、自然や生物にふれあう機会を増やしましょう。

自然や生物に興味を持ったら、家庭や事業所、学校、地域などのあらゆる場所で生物多様性について知り・学ぶ機会を持ちましょう。学校や事業所などに整備されたビオトープを活用する方法もあります。また、富士山こどもの国、丸火自然公園、浮島ヶ原自然公園、岩本山公園などへ出かけ、自然や生物を観察してみましょう。

「こどもエコクラブ」など、こどもが生物多様性に関心を持つような活動やイベントなどにも気軽に参加してみましょう。市のウェブサイトなどでは、生物多様性に関する情報も提供しているため、参考にしてください。このように、まずは自然や生物にふれあい、自ら知り・学ぶことで、生物多様性の重要性に気づくことができます。



#### STEP② 緑化や環境負荷の低減に努めます

庭やベランダに樹木や草花を植えたり、緑のカーテンづくりを行うなど、みどり豊かなまちづくりに協力しましょう。

また、生活排水を適正に処理するため、下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替えを実施するとともに、浄化槽の維持管理も徹底しましょう。洗剤などは適量使用するとともに、余った薬品や油はきちんと処理し、排水として流さないなど、水を汚さないことも重要です。さらに、ごみは減量やリサイクルに努めるとともに、野外では持ち帰りを徹底しましょう。

このような緑化や環境負荷の低減は、生物の良好な生息・生育環境づくりにつながります。



### STEP③ 生物多様性に配慮した商品やサービスを選択します

商品やサービスは、生物多様性に配慮した製品（エコラベル適合製品など）やサービスを選択することも生物多様性をまもるための一つの方法です。

また、地元の旬の食材を購入することで地産地消を心掛けるとともに、農薬・化学肥料などを使用していない有機農産物（有機 JAS マーク商品）を購入することで農業の活性化や環境保全型農業の推進に協力しましょう。

このような地産地消や環境保全型農業の推進は、地域の自然環境を良好な状態で維持していくことにつながります。



認定機関名

有機 JAS マーク



FSC：森林管理協議会  
環境や地域社会に配慮して、管理・伐採が行われている森林から生産された木材・木材製品であることを認証するマーク。



SGEC：緑の循環認証会議  
日本で持続可能な森林経営を行っている森林を認証し、認証を受けた森林から作られる生産物であることを証明するマーク。



マリン・エコラベル・ジャパン  
資源管理と生態系への影響に配慮している漁業で獲られた水産物に付けられるマーク。



MSC：海洋管理協議会  
持続可能で環境に配慮している漁業で獲られた水産物に付けられるマーク。

### STEP④ 外来種を含む飼育生物などを適切に取り扱います

身近な外来種のことをよく知りましょう。特に外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されている外来種については、移動、飼育、栽培、放流などが禁止されており、違反すると罰則もあります。また、ペットなどで飼っていた生物をむやみに遺棄すると、外来種の拡散や遺伝子攪乱にもつながるため、最後まで責任を持って飼いましょう。

このような外来種を含む飼育生物などを適切に取り扱うことで、外来種による生態系への影響を防ぐことができます。

### 外来種被害予防三原則

## 1

悪影響を及ぼすおそれのある  
外来種を  
**“入れない”**

外来種問題を引き起こさないために、一番大切なことです。外来種を入れなければ問題は起きません。

## 2

飼育・栽培している  
外来種を  
**“捨てない”**

入れた外来種は、適切に管理（捨てない、逃がさない、放さない）しなければいけません。ペットや観葉植物は、最後まで管理する責任があります。

## 3

すでに野外にいる外来種を  
他地域に  
**“拡げない”**

すでに野外に定着してしまっている外来種は、まだ定着していない地域に拡げないことが大事です。これ以上問題を拡げてはいけません。

※環境省では、外来種被害予防三原則として「入れない」「捨てない」「拡げない」を掲げて普及啓発しています。  
【資料：環境省・生態系被害防止外来種リスト】

### STEP⑤ 調査や保全活動などへ積極的に参加します

市が行ういきもの調査や、市民団体が行う自然観察会などに参加してみましょう。さらに興味があり、野生生物や自然環境を自分で調べたい人は、市で調査道具の貸出も行っています。

市内には、浮島ヶ原のサワトラノオをはじめとする絶滅のおそれのある種、天然記念物などの重要種のほか、保存樹木・保存樹林に指定されている社寺林などがたくさんあります。このような重要種等は大切に保護・保全しましょう。また、市では毎年、富士山麓ブナ林創造事業を実施していますので、一緒に森づくりを楽しみましょう。地域や団体が主催する河川清掃や海岸清掃に参加する方法もあります。このような調査や保全活動を実践することで、生物多様性の保全に直接的に関わることができます。



### STEP⑥ 市などが行う生物多様性に配慮した取組に協力します

市などが行う生物多様性に配慮した取組に協力しましょう。例えば、STEP⑤で紹介したいきもの調査や富士山麓ブナ林創造事業、河川清掃や海岸清掃への参加などがあります。

富士海岸には重要種であるアカウミガメが上陸・産卵します。もし、海岸で見つけた場合は市に報告してください。また、海岸へ車両を乗り入れたり、ごみを捨てたりしないようにしましょう。

生物多様性に関する知識のある市民団体・専門家などは、「環境アドバイザー」などの教育指導者として活動をするなど、生物多様性の普及啓発に協力しましょう。

このように、市などが行う保全活動に参加することで、市民・事業者・市の協働による取組が広がります。





## 第2節 事業所でできる取組事例

### STEP① 経済活動が生物多様性に及ぼす影響について認識します

まずは、経済活動が生物多様性にどのように影響を与えているか調べましょう。環境省の「生物多様性民間参画ガイドライン」が参考になります。また、エコアクション 21 や ISO14001 などの環境マネジメントシステムの中に、経済活動における生物多様性への配慮を組み込む必要があります。

CSR（企業の社会的責任）、または「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標達成に向けた取組として、生物多様性への配慮を行いましょう。

市のウェブサイトなど、生物多様性に関する環境情報も積極的に活用してください。また、事業者として生物多様性に配慮した取組を環境報告書などにとりまとめ、積極的に情報発信しましょう。

このように、まずは経済活動がどのように生物多様性と関わりがあるのか知ることが、生物多様性を保全する第一歩となります。



### STEP② 生物多様性に関する社員教育を実施します

生物多様性に関して、組織内部で中心的な人材を育成し、環境教育を社員対象に実施しましょう。社員一人ひとりが生物多様性について理解し、行動していくことで、会社全体で大きな取組の成果につながります。



### STEP③ 市などが行う生物多様性に配慮した取組に協力します

市などが行う生物多様性に配慮した取組に協力しましょう。例えば、市が毎年主催している富士山麓ブナ林創造事業に参加し、森づくりに協力しましょう。また、地域や団体などが主催する河川清掃や海岸清掃に参加しましょう。

このように、市などが行う保全活動に参加することで、市民・事業者・市の協働による取組が広がります。



### STEP④ 生物多様性に配慮した原材料の調達や生物資源の利用をします

生物資源（木材、水産品、農作物）などの原材料について過剰な採取を行わないなど、生物資源の利用量を極力減らしましょう。また、生物多様性に配慮した資源を選択するように、原材料の仕入先にも協力を要請しましょう。生物資源を持続可能な範囲で利用することにより、生物資源の枯渇を防ぎ、安定した利用が可能となります。



### STEP⑤ 生産・加工・販売・輸送時において生物多様性へ配慮します

ごみの減量・リサイクルに努めるとともに、事業排水はしっかりと処理・維持管理を徹底し、化学物質の排出などによる生物多様性への影響把握・低減対策を行いましょ。

コンテナやパレットに付着する生物や種子の管理、船舶のバラスト水（底荷、船底に積む重し用の水）対策などにより、外来種の移入・移出を防止しましょう【運輸業】。また、低公害車の利用により、温室効果ガスなどの排出削減に取り組みましょ。

このように、生産・加工・販売・輸送の各段階において生物多様性への配慮を行うことで、生物多様性への影響を低減することができます。



### STEP⑥ 土地利用・開発事業時において生物多様性へ配慮します

生物多様性への影響評価や重要地域における開発の回避など、影響の回避・低減を行いましょ。例えば、自然公園、自然環境保全地域などの規制について理解し、禁止されている事項などの法令を遵守しましょ。また、「静岡県希少野生動植物保護条例」について理解し、事業により指定種やその他の重要種に影響を与えないようにしましょ。

地域の生物多様性をより豊かなものにするためには、外来種の取り扱い（生態系被害防止外来種について、植栽・導入をしない・確認した場合は防除するなど）に十分注意するとともに、郷土樹種<sup>※</sup>を活用することも一つの方法として検討してみましょ。

このような土地利用や開発事業時における生物多様性への配慮を行うことで、重要な地域の生物や自然を保全することができます。

※常緑広葉樹：スダジイ、アラカシ、イヌマキ、イヌツゲ、ヤブツバキ など 落葉広葉樹：コナラ、エゴノキ、イロハモミジ、ガマズミ など 常緑草本：ジャノヒゲ、ヤブラン、ヤブコウジ、キチジョウソウ など

重要地域の開発回避



**STEP⑦ 保有地の管理について生物多様性へ配慮します**

保有地の生物多様性の状況を把握するとともに、敷地内に樹木や草花を植えたり、壁面緑化・屋上緑化を行うなど、みどり豊かなまちづくりに協力しましょう。

農地の所有者は、特に中山間地では野生鳥獣による被害を防止するため、鳥獣被害防護柵の設置や、餌となるものを放置したりしないようにしましょう。農薬や化学肥料を低減した環境保全型農業を実施するとともに、GAP 認証の取得、水路と水田の間の落差を減らして生物が行き来できるようにするなど、生物の生息・生育しやすい農地づくりをしましょう【農業】。

森林の所有者は、森林の適正な管理を行うことによって、生態系サービスの維持に協力するとともに、人と野生鳥獣との間の緩衝地帯を確保しましょう【林業】。

このように、保有地を適正に維持管理していくことで、保有地を中心とした周辺との生態系ネットワークの構築や、重要種等の保護・保全などの取組につながります。

保有地の状況把握



屋上緑化



鳥獣被害防止柵の設置



生物の生息・生息しやすい農地づくり



森林の適正管理

